

平成 29 年 2 月 22 日

加盟団体各位

(公社)日本ライフル射撃協会 普及委員会

平成 29 年度普及活動助成事業の申請に関するお知らせ

平素より協会事業に対してご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

平成 29 年度普及活動助成につきましては、別添の活動助成金交付要綱に基づき、交付対象事業を実施することといたしましたのでお知らせいたします。

交付申請及び手続きは、提出期限をご確認の上ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

交付申請から事業実施までの流れ

1、交付申請書の提出

事業計画説明資料とともに申請書を協会に提出

締切：平成 29 年 3 月 17 日（金）必着

2、交付決定通知書の受領

協会内での審議後、交付決定通知書を申請団体に送付

※平成 29 年 4 月中を予定しております

3、事業の実施

※事業の変更・中止が確定した場合、速やかに協会に連絡してください

4、報告書の提出

事業完了日から 14 日以内に説明資料とともに実績報告書を提出

5、助成金の支払い

報告書に基づき当協会が支払い

※報告書受領月の翌月末となります

以上

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 日本ライフル射撃協会事務局 倉田

Tel:03-6721-0792 Fax:03-6721-0793

e-mail : kurata@riflesports.jp

普及活動助成金交付要綱

平成24年5月26日

(目的)

第1条 この要綱は、本協会加盟団体が新たな企画で実施する初心者体験射撃会や普及のための催し、講習会、大会等のライフル射撃競技の普及に係る事業を対象に必要な経費を助成することを目的とする。

(助成金の交付対象及び交付額)

第2条 助成金は、ライフル射撃競技の普及を目的とする事業を実施するために必要な経費のうち、助成対象として普及委員会が認める経費について、予算の範囲以内で助成するものとする。なお、助成金の額については1事業につき100,000円以内とする。

交付対象費目は、会場借り上げ費、機材借り上げ費、消耗品費等、その他普及委員会が認める項目とする。

ただし、都道府県及び市町村並びに都道府県体育協会等からの補助事業と重複して補助金を受けることはできない。

(助成金の交付申請)

第3条 この助成金の交付を受けようとするときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 普及活動助成金交付申請書 (様式1)
- (2) 普及を図ることを目的とする事業の計画説明資料
- (3) その他参考となる資料

(助成金の交付決定通知)

第4条 助成金の交付を決定したときは、普及活動助成金交付決定通知書により通知する。(様式2)

(助成事業の実績報告書)

第5条 事業実施団体が助成事業を完了したときは、次の書類を事業完了の日から14日以内に提出しなければならない。

- (1) 普及活動助成金実績報告書 (様式3)
- (2) 実施した事業の内容説明資料
- (3) 事業対象となる支出項目の領収書の写し
- (4) その他参考となる資料

(様式1)

年 月 日

(公社) 日本ライフル射撃協会

会長 坂本剛二様

申請者

名称

代表者氏名

印

普及活動助成金交付申請書

次のとおり(公社)日本ライフル射撃協会の普及活動助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 助成金交付申請額 金 円

2. 添付書類

(1) 助成事業実施計画書 (別添様式)

(2) その他必要と認める書類

「以上」

(様式3)

年 月 日

(公社) 日本ライフル射撃協会
会長 坂本剛二様

申請者 (加盟団体)
名称

氏名

印

普及活動助成金実績報告書
兼(精算払い・概算払い)請求書

次のとおり、普及活動助成事業を実施しましたので実績報告いたします。
併せて、助成金を次の口座に振り込んでいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 補助事業の区分

ライフル射撃競技の普及活動に伴う助成金

2. 補助金請求額 金 円

3. 振込先

振込指定銀行(フガナ)

銀行

支店

預金口座 1. 普通 2. 当座 3. その他 ()

支店番号

--	--	--

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

名義 (フガナ)

4. その他

「以上」